

第9部 農業産出額及び生産農業所得

解 説

この部には、「生産農業所得統計」の結果から、農業産出額及び生産農業所得に関する統計を掲載した。

1 統計の概要

(1) 生産農業所得統計の目的

農産物の産出額及び農業が生み出した付加価値額である生産農業所得を推計し、農業生産の実態を金額で評価することにより明らかにし、農政の企画やその実行のフォローアップに資する資料を提供することを目的としている。

(2) 推計期間

当年1月1日から12月31日の1年間。ただし、暦年をまたいで生産される野菜、果実等は年産区分とした。

また、年産単位の経常補助金については、上記の推計期間を越えて支払われるものについても計上した。

(3) 推計範囲

本統計の推計範囲は、「**図 生産農業所得統計における推計範囲の概念図**」において矢印の推計範囲で示す日本標準産業分類に属する事業所から生産される農産物（山林用苗木を含み、きのこ類の栽培及び蚕種の生産を除く。）及び加工農産物とし、推計の対象とする主な品目は「**表 農産物の範囲**」に示したとおりである。

また、都道府県別推計において個別推計の対象とした品目の範囲は、前年の都道府県別農業産出額において、都道府県ごとの産出額がおおむね1億円以上であった農産物及び加工農産物とした。

なお、全国推計では全ての中間生産物（最終生産物となる農産物の生産のために再び投入される農産物をいい、種子、飼料、子畜、ひな等が該当する。）を推計から除外するが、都道府県別農業産出額では、中間生産物のうち他都道府県へ販売されたものは、その価値を当該都道府県に帰属させるため、推計の範囲に含めている。

図 生産農業所得統計における推計範囲の概念図

	A-農業、林業				
	01-農業				02-林業
	010 管理、補助的経済活動を行う事業所	011耕種農業～012畜産農業 (自家生産物の加工を含む。)		013 農業サービス業	014 園芸サービス業
			0113野菜作農業のうち、きのこ類の栽培		
推計範囲		↔		↔	

表 農産物の範囲

部 門		品 目 名	
耕	米	玄米、くず米等	
	麦類	小麦、六条大麦、二条大麦、はだか麦等	
	雑穀	そば等	
	豆類	大豆、いんげんまめ、小豆、らっかせい（からつき）等	
	いも類	かんしょ、ばれいしょ	
	野 菜	果菜類	スイートコーン、えだまめ（未成熟）、さやえんどう（未成熟）、そらまめ（未成熟）、さやいんげん（未成熟）、きゅうり、かぼちゃ、すいか、メロン、なす、トマト、いちご、ピーマン、にがうり、オクラ、ししとう等
		葉茎菜類	キャベツ、はくさい、非結球つけな、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、にら、みつば、しゅんぎく、にんにく、らっきょう、レタス、セルリー、カリフラワー、ブロッコリー、こまつな、パセリ、アスパラガス、ふき、みょうが、わさび、しそ、たけのこ、チンゲンサイ、もやし等
		根菜類	だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、れんこん、しょうが、くわい等
	果実	みかん、ネーブルオレンジ、なつみかん、はっさく、いよかん、清見、ポンカン、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、うめ、かき、くり、すもも、いちじく、パインアップル、キウイフルーツ、ゆず、不知火（デコボン）等	
	花 き	切り花	チューリップ、きく、ゆり、ばら、カーネーション、トルコギキョウ、きんせんか、ストック、りんどう、スターチス、ガーベラ、洋ラン、カスミソウ、切り葉、切り枝、アルストロメリア等
		球根	チューリップ等
		鉢ものの類	シクラメン、洋ラン類、観葉植物、花木類等
		花き苗類	パンジー等
その他花き		芝等	
種	工芸農作物	さとうきび、てんさい、こんにゃくいも、葉たばこ、茶（生葉）、い等	
	その他作物	庭園用苗木、街路樹苗木、山林用苗木等 植物生長（みかん、なつみかん、はっさく、いよかん、ネーブルオレンジ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、うめ、くり、茶、桑等）	
畜 産	肉用牛	肉用牛（子牛、育成牛、肥育牛、和牛、乳牛去勢、交雑牛等）	
	乳用牛	生乳、乳牛、乳廃牛	
	豚	豚	
	鶏	鶏卵、ブロイラー、廃鶏等	
	その他畜産物	馬、軽種馬、はちみつ、うずら卵等	
加工農産物		かんぴょう、干がき、かんしょ切干、荒茶、畳表等	

(4) 推計方法（都道府県別推計）

個別農産物の農業産出額は、推計期間における個別農産物の生産数量にそれぞれの個別農家庭先販売価格(全国平均)（消費税を含む。）又は育成差益を乗じて算出したものである。

ア 農業産出額

個別農産物の産出額＝個別農産物生産数量×個別農家庭先販売価格又は育成差益
農産物及び加工農産物の生産数量は、生産量統計を基礎資料とし、生産量統計のない農産物で地域的に重要な農産物は、市町村、農業団体等からの情報収集により推定した。
農産物価格は、農業物価統計、卸売市場統計等を用いて推定した。
なお、育成牛馬及び廃牛馬の価格は、育成差益等を適用した。

イ 生産農業所得

生産農業所得 = Σ (部門別産出額 × 部門別所得率) + 経常補助金等

注：経常補助金とは、経営所得安定対策における各種交付金、中山間地域等直接支払交付金並びに水田・畑作経営所得安定対策（収入減少影響緩和対策）等をいう。

なお、部門別所得率は、都道府県別に営農類型別経営統計（個別経営）から部門ごとに算出した。

(5) 推計方法（市町村別推計）

生産農業所得統計（都道府県別推計）において推計した都道府県別農業産出額（品目別）を農林業センサス及び作物統計を用いて市町村別に按分した。

$$\text{市町村別農業産出額(推計)} = \frac{\text{都道府県別農業産出額} \times \text{市町村別作付面積(飼養(出荷)頭羽数)等}}{\text{都道府県別作付面積(飼養(出荷)頭羽数)等}}$$

ア 耕種部門

作物統計で市町村別収穫量がある品目（水稻、麦、大豆、そば、なたね）は当該収穫量を用いて按分し、それ以外の品目は農林業センサスの販売目的の作付延べ面積を用いて按分した。

作物統計及び農林業センサスにおいて調査していない品目については、都道府県別農業産出額を合算し、農林業センサスの各部門で調査しているその他品目（その他の雑穀、その他の豆類、その他の工芸農作物、その他の野菜及びその他の果樹）の販売目的の作付延べ面積を用いて按分した。

イ 畜産部門

農林業センサスで調査している畜種別の飼養（出荷）頭羽数を用いて按分した。

軽種馬等のその他畜産物については、農林業センサスでは飼養（出荷）頭羽数を調査していないため、農林業センサスにおけるその他の畜産の販売金額を用いて按分した。

ウ 加工農産物

原料生産物の生産動向と高い相関関係にある荒茶及び畳表については、農林業センサスの販売目的の作付面積（荒茶は茶の作付面積、畳表はその他の工芸農作物の作付面積）を用いて按分した。

エ 按分するための統計数値がない品目

市町村別農業産出額（推計）を作成しない。（該当品目：子豚〔豚の内数〕、その他の鶏（ひな、種卵等）〔鶏の内数〕）

オ 按分する統計数値の適用期間

農林業センサスは、平成26年から30年までの5年間は2015年センサス値を適用した。令和元年からの5年間は2020年センサス値を適用する。

また、作物統計は、都道府県別農業産出額の推計に用いた年産の結果を適用した。

2 利用上の留意事項

(1) 全国値の取扱いについて

本データ集において、農業産出額の全国値として、「積み上げ値」と「全国推計値」を掲載している。このうち、「積み上げ値」は都道府県別農業産出額推計値を合計したものであり、

都道府県間で取り引きされた中間生産物が重複計上されている。

したがって、全国値そのものを必要とする場合には、全国を推計単位とした全国推計値（農業総産出額及び生産農業所得の全国推計値）を利用されたい。

(2) 市町村別農業産出額（推計）と平成18年までの市町村別農業産出額（以下「旧市町村別農業産出額」という。）との相違点

ア 自家消費等の扱い

旧市町村別農業産出額は、作物統計の市町村別収穫量を基に推計していたことから、自家消費分を含む全ての収穫量を推計対象としていた。

一方、市町村別農業産出額（推計）は、作物統計の市町村別収穫量がない品目については、農林業センサスにおける農業経営体が販売目的で作付けした面積を按分比としていることから、按分の基となる都道府県別農業産出額には自家消費等を含むが、市町村別の結果には自家消費等の実態が反映されていない。

※ 農業経営体とは、調査日（農林業センサス実施年の2月1日）現在の経営耕地面積が30アール以上又は過去1年間の農産物販売金額が50万円以上に相当する規模の農業を営んでいる者をいう。

イ 属地統計と属人統計による違い

属地統計とは、作物が生産された場所別に集計される統計のことをいい、属人統計とは、作物を生産した人の所属する場所別に集計される統計をいう。

旧市町村別農業産出額は、属地統計である作物統計を用いて推計しており、作付けしている市町村に収穫量が計上されるため、産出額も作付けしている市町村に計上されていた。

一方、市町村別農業産出額（推計）は、属人統計である農林業センサスを用いて推計している品目は、農業経営体が所在する市町村に作付面積が計上されるため、農業産出額も農業経営体が所在する市町村に按分される。

ウ 地域特産品の価格差

旧市町村別農業産出額は、農業物価統計や卸売市場統計調査結果のほか、地方公共団体や農業協同組合等からの情報収集等により整理した市町村別平均単価を用いて推計していた。

一方、市町村別農業産出額（推計）の算出基礎である都道府県別農業産出額は、農業物価統計や卸売市場統計調査結果の情報等により整理した都道府県別平均単価を用いて推計している。

このため、特定の市町村で高価格の地域特産品を生産していても、都道府県別平均単価との価格差は市町村別農業産出額（推計）に反映されない。

エ 単位当たり収穫量（単収）の地域差

旧市町村別農業産出額は、作物統計の市町村別収穫量を用いて推計していた。

一方、市町村別農業産出額（推計）の算出基礎である都道府県別農業産出額は、県全体の収穫量を用いて算出しているが、按分に用いる農林業センサスは作付面積であることから、単収の地域差は市町村別農業産出額（推計）に反映されない。

(3) 市町村別農業産出額（推計）における秘匿措置

本統計は、様々な統計情報等から推計した加工統計であり、本来秘匿措置を講じる必要はないが、推計に用いた一次統計において秘匿された数値が本統計の推計値から類推される可能性がある場合には、秘匿措置を講じている。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。